

水俣市競り舟協会会則

(名称)

第1条 本会は水俣市競り舟協会と称する

(目的)

第2条 本会は、水俣市の伝統ある競り舟を保存し、育成し、その振興を図るとともに、観光の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 競り舟関係団体相互の連絡、協調に関すること
- (2) 競り舟の保存、育成に関すること
- (3) 競り舟の普及に関すること
- (4) その他、本会の目的を達するための必要な事業

(組織)

第4条 本会の趣旨に賛同する、水俣市の競り舟関係団体及び愛好者をもって組織する

- 2 賛同する団体及び愛好者は水俣市競り舟協会が指定する会員登録情報及び会員費を納めることとする
- 3 会員は水俣市競り舟協会の催し事への協力を惜しまないこと
- 4 原則、水俣市民以外の会員登録は認めない。ただし、水俣市競り舟協会が運営する団体に所属している場合、もしくは副理事長以上の役員2名以上が水俣市及び水俣市競り舟協会に有益と判断した場合、この限りではない。

(役員の定数)

第5条 本会に次の役員をおく

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 3名以内
- (5) 理 事 若干名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 事 2名以内

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は理事会において選任し、総会の承認を受ける

- 2 理事長は理事の互選により選任し、会務を執行する
- 3 理事および監事は会長が委し、総会の承認を得る

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない

2 役員に欠員が出た場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする

(役員の任務)

第8条 会長は会務を掌握し、本会を代表する

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する

3 理事は本会の運営にあたる

4 監事は本会の会計を監査する

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる

2 期間は会長が理事会に語ってこれを委帰することができる

(会議)

第10条 会議は総会及び理事会とし、総会は会長が理事会は理事長が招集する

2 総会は、年1回会長が招集し、会長が議長となる。ただし必要に応じて
収集できる

3 会議の議決は過半数をもって決し、可否同数の場合議長が決する

4 やむを得ない場合、書面決議を可とする。

(会計)

第11条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる

2 会費は別に定める

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(事務局)

第12条 本会の事務局は、水俣市に置く

(所在地)

第13条 本会の所在地は、理事長宅に置く

(附則)

本会の会則は昭和 59 年 10 月 16 日より施行する

平成 24 年 6 月 一部改正

令和 5 年 5 月 一部改正

改正内容

- ・(役員の定数) 第 5 条 副理事長 3 名以内 会計 1 名を追加
- ・(組織) 第 4 条を改訂
- ・(所在地) 第 13 条を追加